

令和 年 月 日

経済産業省貿易経済安全保障局  
貿易管理部貿易管理課 あて

住所  
会社名  
作成責任者

## 事情説明書

1. 事案の経緯（具体的な日付・数量・金額等、引き合いから事案発覚までの経緯が分かる情報を時系列で記載）
2. 事案の起きた原因
3. 事案の概要等（事後審査調査票（別添）を記載）
4. 添付資料
  - ① 組織図
  - ② 輸出の際に使用した書類の写し  
（輸出契約書、当該貨物に関する発注・受注書、輸出申告書、輸出許可通知書、インボイス、B/L、Packing List、ワシントン条約に係る貨物の場合はCITES、化学物質等の場合は SDS 等貨物の特性を示す書類 等 実際に提出される書類名を記載してください。）
  - ③ その他  
（貨物や書類・情報のフロー図、エビデンス、貨物の写真 等 実際に提出される書類名を記載してください。）

経済産業省貿易経済安全保障局  
貿易管理部貿易管理課 あて

住所  
会社名  
作成責任者

## 事情説明書

### 1. 事案の経緯

(具体的な日付・数量・金額等、引き合いから事案発覚までの経緯が分かる情報を時系列で記載)

- 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇国（最終）需要者〇〇社と契約
- 〇〇月〇〇日 当社〇〇部門の〇〇係長から製造メーカー〇〇社に対して、ヘキサクロロベンゼンを含有するポリスチレン発注。
- 〇〇月〇〇日 関係法令等が改正され、当該ヘキサクロロベンゼンが非該当から該当となる。
- 〇〇月〇〇日 メーカー〇〇〇社よりヘキサクロロベンゼンの該非判定書を当社〇〇営業部門が入手。
- 〇〇月〇〇日 メーカー〇〇〇社より当該ポリスチレンが納入される。
- 〇〇月〇〇日 〇〇部門において出荷手配を行い、船積み日が〇月〇日に決まる。
- 〇〇月〇〇日 〇〇部門の〇〇営業係長より通関業者に対し通関依頼した。
- 〇〇月〇〇日 通関業者から税関へ通関申告し、同日付けで許可された後、船積み・出港。
- 令和〇〇年〇〇月〇〇日 当該ポリスチレンを〇〇国の〇〇〇〇社向けに輸出しようとして、通関業者から該当貨物であると指摘を受けた。
- 〇〇月〇〇日 貿易管理課に出向く。（4. 添付書類②の書類を持参。）

### 2. 事案の起きた原因

- 社内の輸出管理体制において輸出関係法令の改正状況を十分確認できる体制ではなかったため、関係法令等の改正内容について社内に周知できなかった。
- 〇〇営業部門はメーカーから該非判定書を入手しておきながら、漫然と前回非該当であったときの輸出手続きにより承認を取らずに輸出してしまった。
- 関係法令の改正状況に関する連絡がなかったことによって、担当部門の課長・部長及び輸出管理委員会で当該貨物が該当であることを認識できなかった。

なお、上記社内管理体制及び社内手続きの詳細については以下のとおり。

#### ① 社内管理体制の状況

当社では令和〇〇年〇〇月〇〇日に輸出管理規程を制定し、輸出管理の手続き、社内での管理体制を確立していた。

しかしながら、当社では法律管轄部署において輸出関係法令の改正状況について十分に確認をしていなかったため、関係法令等の当該改正について輸出関係の担当に連絡できなかった。

このため、〇〇営業部門においても関係法令等が改正される以前の輸出手続きにより対応したため、輸出承認を取らずに通関業者に通関依頼してしまった。

② 当該輸出に関する社内手続

契約相手方〇〇社にポリスチレンを輸出する際は、担当の〇〇営業係長から〇〇課長、〇〇部長まで決裁をとっており、輸出管理委員会にも決裁内容を報告していたが、関係法令等が改正されて当該貨物が該当となっていることに誰も気がつかなかった。

以前の輸出の経験から非該当であると思いこんでいたため、該非判定の社内手続は全く行っていなかった。

3. 事案の概要等

事後審査調査票（別添）を参照。

4. 添付資料

① 組織図

② 輸出の際に使用した書類の写し

（輸出契約書、当該貨物に関する発注・受注書、輸出申告書、輸出許可通知書、インボイス、B/L、Packing List、ワシントン条約に係る貨物の場合は CITES、化学物質等の場合は SDS 等貨物の特性を示す書類 等 実際に提出される書類名を記載してください。）

③ その他

（貨物や書類・情報のフロー図、エビデンス、貨物の写真 等 実際に提出される書類名を記載してください。）